

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-182442

(P2006-182442A)

(43) 公開日 平成18年7月13日(2006.7.13)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
B65D 77/04 (2006.01)	B65D 77/04 B	3E014
A45D 34/00 (2006.01)	B65D 77/04 D	3E033
B65D 1/02 (2006.01)	A45D 34/00 51OZ	3E061
B65D 1/04 (2006.01)	B65D 1/02 A	3E067
B65D 1/26 (2006.01)	B65D 1/04 B	

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 7 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2004-380991 (P2004-380991)  
 (22) 出願日 平成16年12月28日 (2004.12.28)

(71) 出願人 000006909  
 株式会社吉野工業所  
 東京都江東区大島3丁目2番6号  
 (74) 代理人 100105326  
 弁理士 吉村 眞治  
 (72) 発明者 高橋 哲男  
 東京都江東区大島3丁目2番6号 株式会  
 社吉野工業所内  
 (72) 発明者 飯塚 高雄  
 東京都江東区大島3丁目2番6号 株式会  
 社吉野工業所内  
 Fターム(参考) 3E014 PA01 PA03 PB03 PC03 PC06  
 PC12 PC20 PD11 PE15 PF01  
 PF05

最終頁に続く

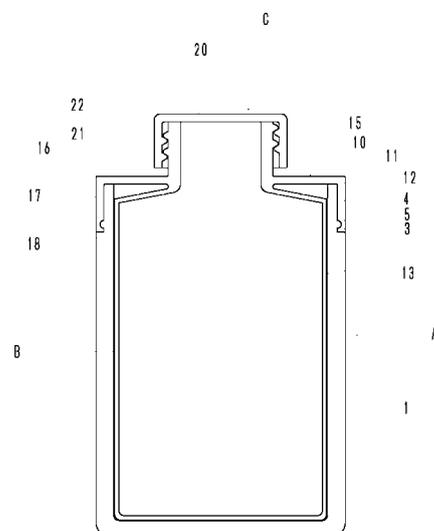
(54) 【発明の名称】 外容器と肩カバーが一体成形された内容器とからなる複合容器

(57) 【要約】

【課題】 延伸ブロー成形により肩カバーと内容器を一体成形し、該内容器と外容器との二つのパーツで構成できるようにした複合容器を提供すること。

【解決手段】 外容器と、肩カバーが一体成形された内容器とからなる複合容器であって、外容器は、上端に取付筒を設けた胴周壁を具備しており、内容器は、口筒部と、口筒部に連設された肩カバーとを具備しており、肩カバーは、口筒部下端に突設されたフランジと、該フランジの周縁から垂設された係合筒とから構成されていることを特徴とする。

【選択図】 図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

外容器と、肩カバーが一体形成された内容器とからなる複合容器であって、  
外容器は、上端に取付筒を設けた胴周壁を具備しており、  
内容器は、口筒部と、口筒部に連設された肩カバーとを具備しており、  
肩カバーは、口筒部下端に突設されたフランジと、該フランジの周縁から垂設された係合筒とから構成されていることを特徴とする複合容器。

**【請求項 2】**

内容器が、口筒部とともに、肩部を具備しており、  
口筒部には、しごき中栓が挿入され、肩部下面にしごき中栓の係止部が係止されるようにしたことを特徴とする請求項 1 記載の複合容器。 10

**【請求項 3】**

内容器が、薄肉の胴部と、底部を具備していることを特徴とする請求項 1 記載の複合容器。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、外容器と内容器とからなる複合容器、とくに内容器に肩カバーが一体成形された複合容器に関するものである。

**【背景技術】**

20

**【0002】**

内容物を収納する内容器を外容器内に収納し、外容器に肩カバーを被嵌した複合容器は、従来より知られている（例えば、特許文献 1 参照）。

**【0003】**

上記特許文献 1 記載の容器は、容器本体（2）と、該容器本体（2）内部に着脱自在に収納されるリフィル容器（3）、該容器本体（2）の開口部（2a）に装着され、リフィル容器（3）の容器本体（2）内から拔出を阻止するプロテクター（1）との三つのパーツから構成されている。

**【特許文献 1】特開平 7 - 303517 号公報****【発明の開示】**

30

**【発明が解決しようとする課題】****【0004】**

しかしながら、上記従来 of 容器は、外容器（容器本体）と内容器（リフィル容器）、および肩カバー（プロテクター）との三つのパーツで構成されているため、金型数、成形、組立ての面で生産コストが高くなるという問題があった。

**【0005】**

本発明は、上記問題を解決することを課題とし、延伸ブロー成形により肩カバーと内容器を一体成形し、该内容器と外容器との二つのパーツで構成できるようにした複合容器を提供することを目的とする。

**【課題を解決するための手段】**

40

**【0006】**

本発明は、上記の課題を解決するため、複合容器として、外容器と、肩カバーが一体形成された内容器とからなる複合容器であって、外容器は、上端に取付筒を設けた胴周壁を具備しており、内容器は、口筒部と、口筒部に連設された肩カバーとを具備しており、肩カバーは、口筒部下端に突設されたフランジと、該フランジの周縁から垂設された係合筒とから構成されていることを特徴とする構成を採用する。

**【0007】**

複合容器の別実施例として、内容器が、口筒部とともに、肩部を具備しており、口筒部には、しごき中栓が挿入され、肩部下面にしごき中栓の係止部が係止されるようにしたことを特徴とする構成を採用し、また、内容器が、薄肉の胴部と、底部を具備していること 50

を特徴とする構成を採用する。

【発明の効果】

【0008】

内容器の口筒部に肩カバーを連設し、肩カバーの係合筒を外容器の取付筒に取着するようにしたから、内容器の肩部を保護することができるようになった。

そのことによって、肩カバーと内容器を一体成形することができ、三つのパーツを二つのパーツに減らすことによって、生産コストを低減することができた。

【発明を実施するための最良の形態】

【0009】

次に、本発明の複合容器の実施形態について、実施例をあげて説明する。

10

【実施例1】

【0010】

図1において、Aは外容器、Bは内容器、Cはキャップであり、合成樹脂を素材として成形されている。

【0011】

外容器Aは、射出成形により成形されており、胴周壁1と底部2とからなっている。

胴周壁1の上方には、外周に段部3が設けられ、縮径された取付筒4が形成されており、取付筒4の外周には、係合突条5が設けられている。

【0012】

内容器Bは、延伸ブロー成形により成形されており、口筒部10と、口筒部10に連設された肩カバー11、肩部12と胴部13および底部14とから構成されている。

20

口筒部10の外周には、キャップCを螺着するねじ15が設けられている。

【0013】

肩カバー11は、口筒部10下端から連設されるフランジ16と、フランジ16外周縁から垂設され、内周が外容器Aの取付筒4外周に係合する係合筒17とからなっており、係合筒17の内周には、取付筒4の係合突条5と係合する係合凹部18が、設けられている。

【0014】

キャップCは、頂壁20と、頂壁20の周縁から垂設され、内容器Bの口筒部10のねじ15と螺合するねじ21が設けられた側周壁22とからなり、内容器Bの口筒部10に螺着するようになっている。

30

【0015】

次に、本実施例の複合容器の使用態様と作用効果について説明する。

複合容器の組立てにあたっては、内容物を充填し、閉蓋した内容器Bを、外容器A内に挿入し、外容器Aの取付筒4に内容器Bの肩カバー11の係合筒17を取着する。

その際、外容器Aの取付筒4の係合突条5と、内容器Bの肩カバー11の係合凹部18が係合して、外容器Aと内容器Bとが結合される。

【0016】

内容物を使用する際には、キャップCを開蓋して、外容器Aを持って傾けることによって内容物を注出することができる。

40

注出を終わって、容器をしまうときには、キャップCを閉蓋しておく。

【0017】

キャップCの開閉にあたって、肩カバー11の係合筒17が、外容器Aの取付筒4に接合しているので、肩カバー11を外容器Aに押圧してキャップCを廻動させることができ、開閉が容易にできるようになった。

【0018】

内容器B内の内容物を使い切った際には、外容器Aの取付筒4と内容器Bの肩カバー11との係合を外して内容器Bを取り外し、内容物を充填した新しい内容器Bを外容器Aに取着することにより、内容器Bを詰め替え容器として詰め替えて使用することができる。

【0019】

50

また、内容器 B の胴部 1 3 が薄肉の場合には、始めに、内容器 B を外容器 A に装着し、内容物を充填した後にキャップ C を閉蓋する。

キャッピングにあたっては、治具で肩カバー 1 1 を外容器 A に押圧把持することによって、高いトルクをかけることができるので、薄肉容器であってもキャッピングが容易にできる。

#### 【0020】

また、内容器 B の口筒部 1 0 に、ポンプディスペンサーを装着し、ディスペンサー容器としても使用することもでき、内容器 B 胴部 1 3 を可撓性を持つ薄肉にしたときには、内容物の減少に伴い内容器 B の胴部 1 3 だけを縮小させ、容器内の内容物を最後まで注出することができるようになる。

10

#### 【0021】

本実施例の複合容器は、外容器内に内容器を装着できればよいので、容器自体の形状は、円形のほか、楕円形や、角形などの容器としても成形できる。

容器の形状、容器としての使用態様は、上記実施例に示したものに限定されない。

#### 【実施例 2】

#### 【0022】

次に、前記実施例の容器を、例えばマスカラ容器などに使用するために、内容器の口筒部にしごき中栓を取着した実施例について説明する。

図 2 において、A a は外容器、B a は内容器、D はしごき中栓であり、外容器 A a と内容器 B a は、合成樹脂を素材として成形され、しごき中栓 D は、エラストマー等の軟材質を素材として成形されている。

20

内容物を付着させるブラシを備えたキャップが、内容器 B a の口筒部 1 0 a に取着される（図示しない）。

#### 【0023】

外容器 A a の構成は、実施例 1 と同様であるので、詳しい説明は省略する。

内容器 B a は、延伸ブロー成形により成形されており、口筒部 1 0 a と肩カバー 1 1 a 、肩部 1 2 a と胴部 1 3 a および底部 1 4 a とから構成されている。

口筒部 1 0 a の外周には、ブラシを備えたキャップを螺着するねじ 1 5 a が設けられている。

30

#### 【0024】

肩カバー 1 1 a は、口筒部 1 0 a 下端から連設されるフランジ 1 6 a と、フランジ 1 6 a 外周縁から垂設され、内周が外容器 A a の取付筒 4 a 外周に係合する係止凹部 1 8 a を設けた係合筒 1 7 a とからなっている。

#### 【0025】

しごき中栓 D は、内容器 B a の口筒部 1 0 a の上端と係合するフランジ 3 0 と、口筒部 1 0 a の内周に係合する筒体 3 1 とを具えている。

筒体 3 1 は、その中間部から内方に突出したワイパー部 3 2 が設けられており、筒体 3 1 の外周下方には、内容器 B a の肩部 1 2 a の下面に係合し、しごき中栓 D の上昇を阻止する係止部 3 3 が突設されている。

40

#### 【0026】

次に、上記構成による作用効果について説明する。

内容物の使用形態は、従来のマスカラ容器の使用態様と同様であり、キャップに備えたブラシを内容器 B a から抜き出すとき、しごき中栓 D のワイパー部 3 2 によってブラシへのマスカラの付着量が調整される。

その際、しごき中栓 D の係止部 3 3 が、内容器 B a の肩部 1 2 a 下面に係合し、しごき中栓 D が、内容器 B a の口筒部 1 0 a より抜け出ることを阻止している。

#### 【0027】

上記実施例では、マスカラ容器としたが、マスカラの塗布具ばかりではなく、ブラシ等を使用する毛染剤や、薬液などの塗布具としても適用できる。

#### 【0028】

50

次に、前記各実施例の変形実施例について説明する。

前記各実施例は、内容器とキャップにねじを設けて螺着したが、キャップが内容器に取  
着できればよいので、係止突条と係合突条、或いは、係止突条と凹溝との係合でもよく、  
また、キャップと内容器の形状は、上記各実施例に限定されない。

【0029】

また、各実施例とも、外容器の取付筒に設けた係合突条と、内容器の肩カバーの係合筒  
に設けた係合凹部とが係合することで、外容器と内容器を着脱可能として結合し、内容器  
を詰め替えができる詰め替え用容器としたが、使い切り容器として使用する場合は、外容  
器の取付筒と内容器の係合筒とを、または、外容器の底部上面と内容器の底部とを接着剤  
や、超音波溶着などで接着すれば、外容器と内容器とを一体化できる。

10

【0030】

また、外容器と内容器が合成樹脂を素材として成形されているので、ゴミとして分別し  
て廃棄しなくてもよい。

【0031】

各実施例とも、外容器を透明の合成樹脂で製造し、内容器を不透明の合成樹脂で製造し  
て、内容器の胴部外周に加飾を加えることで、外容器と内容器とを一体化したときに、外  
容器の外側から内容器の加飾を見ることができる複合容器を製造することができる。

また、詰め替え容器として、内容器の胴部に商品表示などの表示部を設けることにより  
、外部から内容器内の内容物を視認することができる。

さらに、外容器と内容器の間にノベルティーや、プレミアムのシールなどを封入するこ  
とにより、さらなる販売促進を期待できる。

20

【産業上の利用可能性】

【0032】

外容器に、肩カバーを一体成形した内容器を挿入し、外容器の取付筒に肩カバーの係合  
筒を取着することによって、外容器内に内容器を収納し、装着することができた。

そして、肩カバーをなくし、二つのパーツから構成するようにしたから、生産コストを  
抑えることができ、また、いろいろの形状の容器に対応でき、適用範囲が広がった。

【0033】

本発明の複合容器は、化粧品、薬品、食品、日用品、その他の容器として広く利用する  
ことができる。

30

【図面の簡単な説明】

【0034】

【図1】本発明の第1実施例の複合容器の断面立面図である。

【図2】第2実施例の複合容器の断面立面図である。

【符号の説明】

【0035】

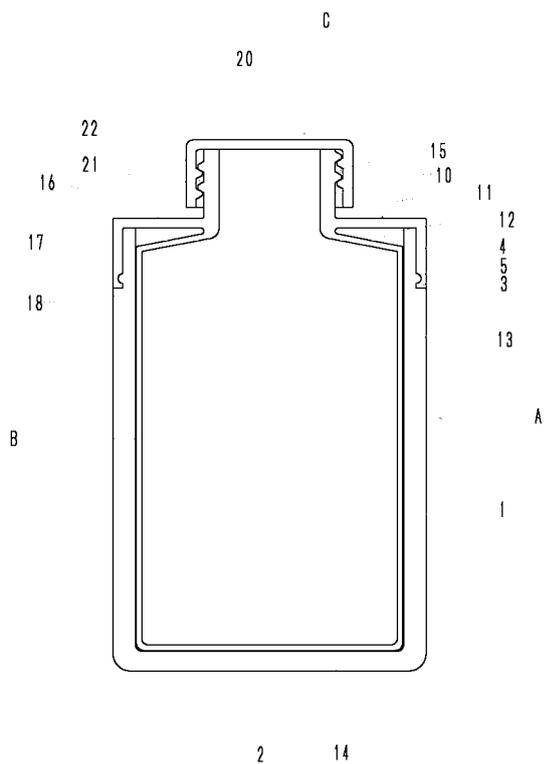
- A、A a 外容器
- B、B a 内容器
- C キャップ
- D しごき中栓
- 1 胴周壁
- 2 底部
- 3 段部
- 4、4 a 取付筒
- 5 係合突条
- 10、10 a 口筒部
- 11、11 a 肩カバー
- 12、12 a 肩部
- 13、13 a 胴部
- 14、14 a 底部

40

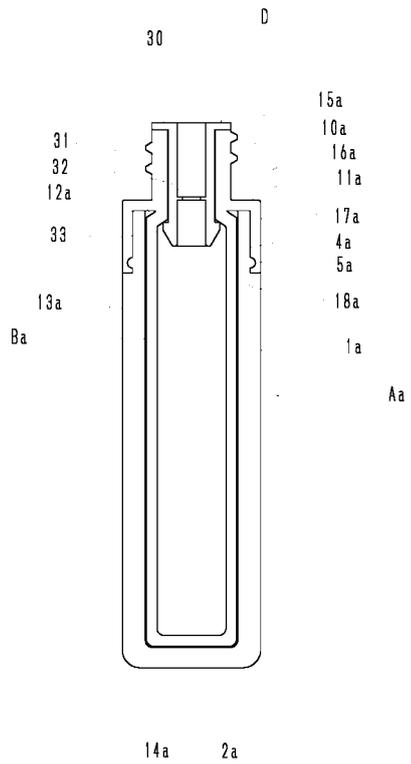
50

- 15、15a、21 ねじ
- 16、16a、30 フランジ
- 17、17a 係合筒
- 18、18a 係合凹部
- 20 頂壁
- 22 側周壁
- 31 筒体
- 32 ワイパー部
- 33 係止部

【図1】



【図2】



## フロントページの続き

(51) Int.Cl.		F I		テーマコード(参考)	
<b>B 6 5 D</b>	<b>8/06</b>	<b>(2006.01)</b>	B 6 5 D	1/26	C
<b>B 6 5 D</b>	<b>77/06</b>	<b>(2006.01)</b>	B 6 5 D	8/06	A
<b>B 6 5 D</b>	<b>83/76</b>	<b>(2006.01)</b>	B 6 5 D	77/06	F
			B 6 5 D	77/06	H
			B 6 5 D	83/00	K

F ターム(参考) 3E033 AA01 AA08 BA13 CA20 DA03 DB03 FA03 GA02  
 3E061 AA24 AB09 BA07 BB06 BB12 DA02 DA12 DB11 DB20  
 3E067 AA03 AB81 AB99 BA03A BA03B BA03C BA14B BB14A BB14B BB14C  
 BB24A BB24B BB24C BC03A BC03B BC03C BC06A BC06B BC06C BC07A  
 BC07B BC07C EA17 EA22 EA32 EE03 EE04 EE07 EE08 EE09  
 EE21 EE22 EE28 EE29 EE47 EE59 EE60 FA04 FB15 GD09